

1 市税の証明

市税の証明とは、住民税や固定資産税など、納めるべき税額や納めた税額、所得額や固定資産の評価額などを証明するものです。

1 請求に必要なもの・請求先

本人確認書類(法人の場合は代表者印及び社員証等)をお持ちになり、区役所や行政サービスコーナー等で請求してください(市役所本庁舎では証明の交付を行っていません。)。代理人が請求する場合は、本人がすべて記入した委任状等の委任を受けたことが確認できる書類と、代理人自身の本人確認書類をご持参ください。

■本人確認書類の例

マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、
パスポート 等
(原則、官公署発行の顔写真付きのものが必要です。)

税証明がスマートフォンや
パソコンから申請できます！
(2ページ参照)



横浜市 税証明 オンライン申請

検索

2 主な市税の証明の手数料

種類	単位	手数料	
課税(非課税)証明書(市民税・県民税・森林環境税)	1年度につき1件	300円	
納税証明書	1年度1税目につき1件	300円	
固定資産課税台帳登録事項 証明書(公課証明書等)	土地	1筆	300円
	家屋	台帳1枚	300円
	償却資産	台帳1枚	300円
住宅用家屋証明書(中古住宅)	1件	1,300円	

【注意】

- 証明書の提出先によっては、課税証明書などにかえて、納税通知書や特別徴収税額通知書の写しで足りる場合がありますので、あらかじめ提出先にご確認ください。
- 継続検査、名義変更などのための軽自動車税納税証明書は無料です。
- 償却資産に関する過年度の証明の一部については、区役所でお取扱いできませんので、詳しくは横浜市償却資産センター(52ページ参照)にお問い合わせください。
- 新築住宅の住宅用家屋証明の交付は、よこはま建築情報センター(電話 045-671-4503)で行います。

3 郵送での証明請求

原則、納税義務者本人からの請求に限り、市税の証明を郵送で請求することができます。

■必要書類

- 申請書(ウェブページからダウンロードできます。次の URL からご希望の証明のページをご確認ください。)
【 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/shizei-shomei/> 】
- 返信用封筒(切手を貼り、宛先(本人の住所地)を記入してください。)
- 手数料分の定額小為替または普通為替(ゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口で購入し、何も記入しないでください。)

■書類の送付先

各区役所税務課(51ページ参照)

【注意】

- 申請書をダウンロードできない場合は、次の事項を全て記載した任意の申請書を作成してください。
【記載事項】申請者の住所地・氏名・生年月日、横浜市での住所(または物件所在地・所有者)、
連絡先電話番号、必要とする証明書の種類、必要年度及び部数、使用目的
- 定額小為替や切手は、金額に過不足のないようにお願いします。
- 本人の意思により申請があったことを確認するため、証明書の送付先は、原則本人の住所地となります。
- 申請内容に不明な点等がある場合、個別に連絡させていただく場合があります。
- 償却資産の証明を請求する場合は、申請書を横浜市償却資産センター(52ページ参照)へ郵送してください。

2 市税の電子申告、電子納税 (eLTAX)

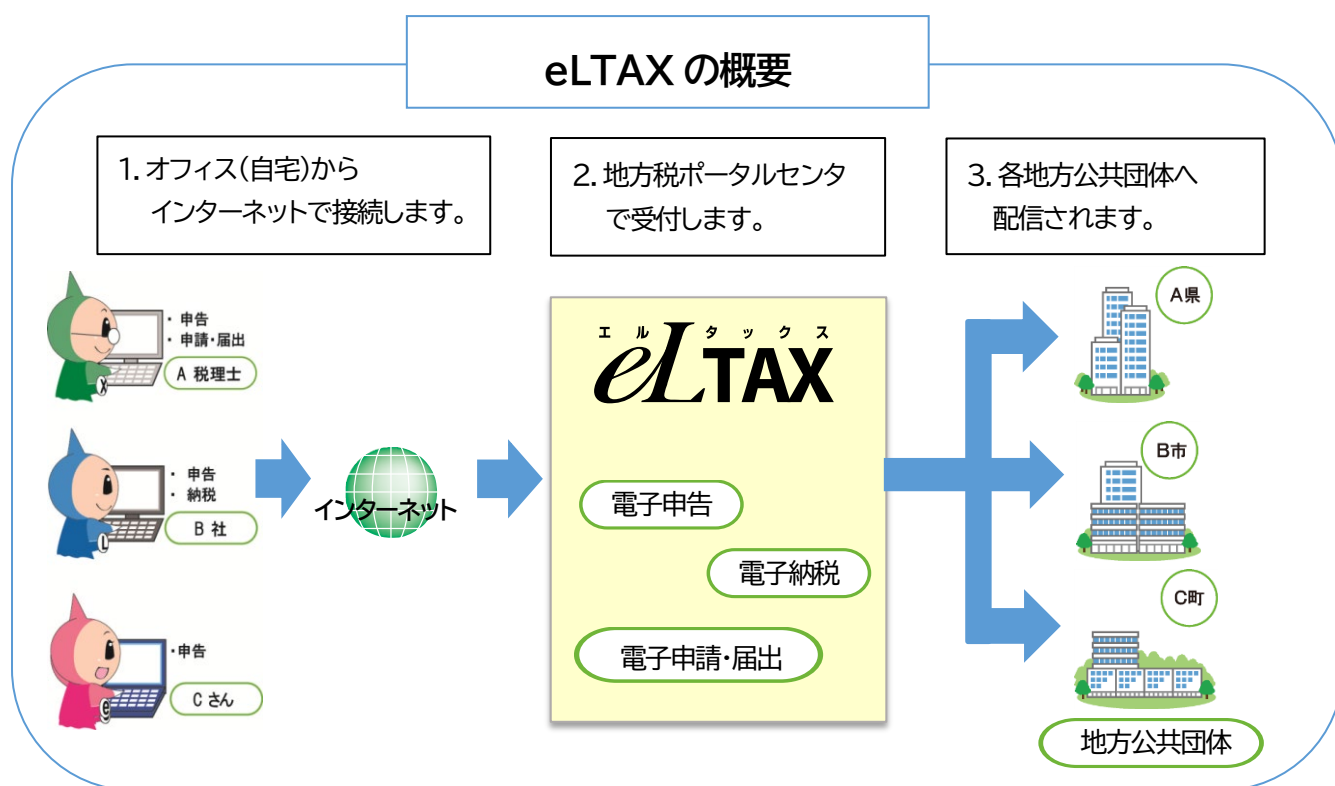
横浜市では、eLTAXを利用した市税の電子申告・電子納税サービスを行っています。申告から納税まで、一連の手続きについて、インターネットを通じて行うことができます。

※ eLTAXは『地方税共同機構』が運営するシステムです。

1 eLTAXの概要

eLTAX（エルタックス）とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

これまで地方税の申告、申請、納税などの手続きは、それぞれの地方公共団体で行う必要がありました。eLTAXでは、一元化された受付窓口でデータ送信すれば、自動的にそれぞれの地方公共団体に振り分けられ、手続きができます。



① 電子申告

地方税の申告手続きを自宅やオフィスからインターネット経由で電子的に行うことができます。申告データを作成し送信すると、eLTAXポータルセンターによって受付処理が行われ、提出先となる地方公共団体へ送信されます。ただし申告データは、提出先ごとに作成する必要があります。申告データの作成にあたっては、市販のeLTAX対応ソフトウェアや無料のeLTAX対応ソフトウェア（PCdesk、PCdeskNext）をご利用いただけます。

② 地方税共通納税システム（電子納税）

eLTAXを利用し、全ての都道府県・市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税を行うことができます。金融機関窓口に出向かずに、一度の操作で複数の地方公共団体への納付が可能であるため、納付・納入に係る事務を効率的に進めることができます。インターネットバンキング、クレジットカード、ダイレクト納付（事前に登録した金融機関の口座からの引落とし）、ATMでの納付に対応しています。

③ 電子申請・届出

法人設立／設置届出書や異動届など、eLTAXで電子化されている申告手続きに関連した申請・届出手続きをインターネット上で作成し、送信することができます。提出先が異なる場合でも、同じ様式を使用してそれぞれの地方公共団体へ申請・届出を行うことができます。

2 対象税目

横浜市では、申告手続き・納税手続き等の様々なサービスが利用できます。

対象税目(電子申告・電子申請・届出・地方税共通納税システム)

- 個人市民税・県民税・森林環境税(普通徴収、特別徴収)
- 個人市民税・県民税(退職所得) ○法人市民税
- 固定資産税・都市計画税(土地・家屋) ○固定資産税(償却資産)
- 軽自動車税 ○事業所税 ○市たばこ税 ○入湯税

3 eLTAXの利用

eLTAXの利用にあたって、事前にeLTAXを利用できる性能を有するパソコンや、電子証明書等を取得していただく必要があります。詳しくはeLTAXウェブページをご確認ください。


エルタックス エルタックス

* **eLTAX**全般に関する利用手続きの詳細は…[eLTAXヘルプデスク](#)

○ウェブページ:

○電話: **0570-081459**(ハイシンコク)
上記の電話番号でつながらない場合:**03-6745-0720**

○受付日: 月曜日～金曜日(土曜日、日曜日、休祝日、年末年始除く) ○受付時間: 9:00～17:00



2 区役所税務課窓口

課・担当名		仕事の内容
税務課	市民税担当	個人の市民税・県民税・森林環境税、軽自動車税などの調査・課税 【担当の証明】課税(非課税)証明書(市民税・県民税・森林環境税)
	土地担当	土地の固定資産税・都市計画税についての調査・課税 【担当の証明】土地・家屋課税台帳登録事項証明書(公課証明・評価証明等)など
	家屋担当	家屋の固定資産税・都市計画税についての調査・課税
	収納担当	納税相談、滞納市税の整理、公売、納税貯蓄組合に係る事務 【担当の証明】納税証明書

- ・ 上記の証明については、行政サービスコーナーでも発行事務等を行っています(ただし、種類によっては行政サービスコーナーで発行できない場合がありますので、詳細はお問い合わせください。)
- ・ 受付時間は、**午前 8 時 45 分から午後 5 時まで**です(ただし、土曜日、日曜日、祝日、休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く。)

区名	担当名・電話番号			
	市民税担当	土地担当	家屋担当	収納担当
鶴見	045-510-1711	045-510-1727	045-510-1730	045-510-1743
神奈川	045-411-7041	045-411-7053	045-411-7054	045-411-7062
西	045-320-8341	045-320-8349	045-320-8354	045-320-8361
中	045-224-8191	045-224-8201	045-224-8204	045-224-8229
南	045-341-1157	045-341-1161	045-341-1163	045-341-1169
港南	045-847-8351	045-847-8360	045-847-8365	045-847-8371
保土ヶ谷	045-334-6241	045-334-6250	045-334-6254	045-334-6270
旭	045-954-6043	045-954-6047	045-954-6053	045-954-6072
磯子	045-750-2351	045-750-2361	045-750-2365	045-750-2372
金沢	045-788-7744	045-788-7749	045-788-7754	045-788-7764
港北	045-540-2264	045-540-2277	045-540-2281	045-540-2291
緑	045-930-2261	045-930-2268	045-930-2274	045-930-2283
青葉	045-978-2241	045-978-2248	045-978-2254	045-978-2275
都筑	045-948-2261	045-948-2265	045-948-2271	045-948-2285
戸塚	045-866-8351	045-866-8361	045-866-8368	045-866-8381
栄	045-894-8350	045-894-8361	045-894-8365	045-894-8375
泉	045-800-2351	045-800-2361	045-800-2365	045-800-2375
瀬谷	045-367-5651	045-367-5661	045-367-5665	045-367-5675

区役所案内

区役所名	電話番号（代表）	所在地	最寄りの交通機関
鶴見区役所	045-510-1818	〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1	J R 鶴見駅 徒歩9分 京急 京急鶴見駅 徒歩7分
神奈川区役所	045-411-7171	〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8	J R 東神奈川駅 徒歩7分 東急 反町駅 徒歩7分 京急 京急東神奈川駅 徒歩9分
西区役所	045-320-8484	〒220-0051 西区中央1-5-10	京急 戸部駅 徒歩8分 相鉄 平沼橋駅 徒歩10分
中区役所	045-224-8181	〒231-0021 中区日本大通35	J R・地下鉄 関内駅 徒歩7分 みなとみらい線 日本大通り駅 徒歩4分
南区役所	045-341-1212	〒232-0024 南区浦舟町2-33	京急 黄金町駅 徒歩14分 地下鉄 阪東橋駅 徒歩8分
港南区役所	045-847-8484	〒233-0003 港南区港南4-2-10	地下鉄 港南中央駅 徒歩2分
保土ヶ谷区役所	045-334-6262	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9	相鉄 星川駅 徒歩2分
旭区役所	045-954-6161	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12	相鉄 鶴ヶ峰駅 徒歩7分
磯子区役所	045-750-2323	〒235-0016 磯子区磯子3-5-1	J R 磯子駅 徒歩5分
金沢区役所	045-788-7878	〒236-0021 金沢区泥亀2-9-1	京急・シーサイドライン 金沢八景駅 徒歩13分 京急 金沢文庫駅 徒歩11分
港北区役所	045-540-2323	〒222-0032 港北区大豆戸町26-1	東急 大倉山駅 徒歩7分
緑区役所	045-930-2323	〒226-0013 緑区寺山町118	J R・地下鉄 中山駅 徒歩5分
青葉区役所	045-978-2323	〒225-0024 青葉区市ヶ尾町31-4	東急 市が尾駅 徒歩8分
都筑区役所	045-948-2323	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1	地下鉄 センター南駅 徒歩6分
戸塚区役所	045-866-8484	〒244-0003 戸塚区戸塚町16-17	J R・地下鉄 戸塚駅 徒歩2分
栄区役所	045-894-8181	〒247-0005 栄区桂町303-19	J R 本郷台駅 徒歩10分
泉区役所	045-800-2323	〒245-0024 泉区和泉中央北5-1-1	相鉄 いずみ中央駅 徒歩5分
瀬谷区役所	045-367-5656	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町190	相鉄 三ツ境駅 徒歩10分

税理士による税務相談のご案内

税務相談は、以下の区役所の区政推進課広報相談係にて行っています。

【 神奈川区、南区、旭区、磯子区、金沢区、緑区、青葉区、都筑区、瀬谷区 】

相談日・時間帯等、開催状況の詳細については、各区役所にご確認ください。

(2, 3月は実施していません。)

3 法人課税課・償却資産課・納税管理課

課名	担当名・仕事の内容	郵便番号・問合せ先
法人課税課	■特別徴収センター … 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収に関すること 【主な受付書類】 給与支払報告書、異動届出書、給与支払者(特別徴収義務者)の所在地・名称変更届出書、特別徴収への切替依頼書など	〒231-8314 ☎ 045-671-4471 FAX:045-210-0480
	■法人市民税等担当 … 法人市民税、市たばこ税、入湯税の課税に関すること 【主な受付書類】 法人市民税申告書、法人設立・開設届出書、事業年度・納税地・その他の変更異動届出書、市たばこ税申告書、入湯税申告書など	〒231-8316 ☎ 045-671-4481 FAX:045-210-0481
	■事業所税担当 … 事業所税の課税に関すること 【主な受付書類】 事業所税申告書、事業所等明細書、非課税明細書、課税標準の特例明細書、共用部分の計算書、事業所等新設・廃止申告書、貸付申告書など	〒231-8312 ☎ 045-671-4491 FAX:045-210-0481
償却資産課	■償却資産センター … 償却資産(固定資産税)の課税に関すること 【主な受付書類】 償却資産申告書など 【発行する証明書】 償却資産証明書、評価証明書、公課証明書、課税証明書、資産明細書記載事項証明書 (償却資産の証明書は区役所でも取り扱っていますが、一部発行できないものもあります。) 詳細は 横浜市 償却資産 証明 ■ 検索	〒231-8343 ☎ 045-671-4384 FAX:045-663-9347
納税管理課	■納税管理センター ・口座振替納税に関すること ・市民税・県民税・森林環境税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の過誤納金に関すること ・法人市民税、事業所税等の過誤納金等に関すること ・市民税・県民税・森林環境税(特別徴収分)の納入に関すること 横浜市 納税管理課 ■ 検索 →「よくある質問」や電子メール問合せもご活用ください。 ・市たばこ税、入湯税の納入に関すること ※納税証明書は区役所でお取り扱いしています	〒231-8313 FAX:045-664-3030 ☎ 045-671-3747 ☎ 045-671-3751 ☎ 045-671-3755 ☎ 045-671-3096 ☎ 045-671-3719
	■滞納整理担当 特別徴収義務者の市民税・県民税・森林環境税(特別徴収分)の滞納整理に関すること(令和7年度以前の課税分については、一部各区役所にてお取り扱いしています。)	☎ 045-671-3764

■受付時間 午前 8 時45分～午後 5 時15分(土日祝日及び年末年始(12月29日～翌年 1 月 3 日)を除く)

■注意事項 こちらでは「現金等による納付・納入」は取り扱っていません。
お近くの金融機関で納付・納入してください。

■所在地

横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル5階

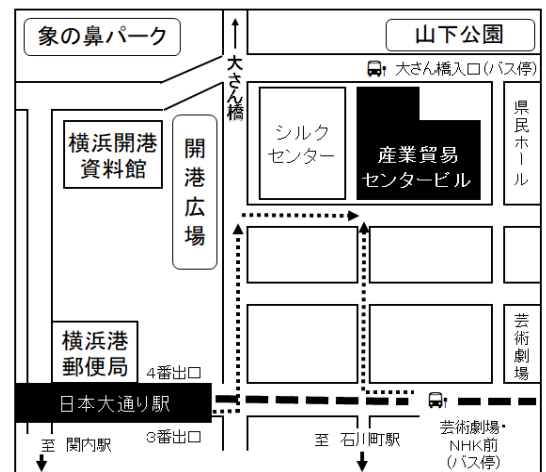
■アクセス

<鉄道>

- ・みなとみらい線日本大通り駅3番出口、4番出口から徒歩3分
- ・JR関内駅南口から徒歩 15 分
- ・JR石川町駅北口から徒歩 15 分
- ・横浜市営地下鉄関内駅出口1から徒歩 15 分

<横浜市営バス>

- ・大さん橋入口バス停下車、徒歩1分
- ・芸術劇場・NHK前バス停下車、徒歩2分



4 県税・国税

神奈川県税金、国の税金について、概要をご説明します。詳しくは国・県の窓口にお尋ねください。

1 神奈川県の県税

税目	内容
県民税	<p>個人の県民税は、個人の市民税と同じように、前年の所得に対して課される税です。均等割と所得割があり、個人の市民税と併せて納めます。</p> <p>このほかに、預貯金の利子等の支払いを受けるときにかかる利子割、上場株式等の配当等の支払いを受けるときにかかる配当割、上場株式等の譲渡の対価などの支払いを受けるときにかかる株式等譲渡所得割があります。</p> <p>また、法人の県民税は、県内に事務所・事業所等がある法人に対して課される税です。均等割と法人税割があり、事業年度終了の日から2月以内（一定の場合には、この期間を延長することができます。）に法人が自ら税額を計算して納めます。</p>
事業税	<p>事業を行う個人又は法人にかかる税です。</p> <p>個人の事業税は、納税通知書によって原則として8月と11月の2回に分けて納めます。</p> <p>法人の事業税は、事業年度終了の日から2月以内（一定の場合には、この期間を延長することができます。）に法人が自ら税額を計算して納めます。</p>
地方消費税	<p>商品の販売やサービスの提供、外国貨物にかかる税です。</p> <p>納税者の事務負担の軽減などのため、国が消費税と併せて収納し、これを都道府県に払い込むこととされています。</p>
不動産取得税	<p>登記の有無、有償・無償を問わず、売買、贈与、交換、新築、改築などにより土地・家屋を取得した場合にかかる税です。</p>
県たばこ税	市たばこ税と同様ですが、税率が異なります。
ゴルフ場利用税	ゴルフ場を利用した場合にかかる税です。
軽油引取税	特約業者又は元売業者から軽油を引き取った（購入した）場合にかかる税です。
自動車税	<p>毎年4月1日現在の自動車（軽自動車を除く。）の所有者にかかる税です。</p> <p>年度途中で抹消・新規登録をした場合は月割の税額になります。</p>
鉱区税	鉱業権をもっている方にかかる税です。
狩猟税	<p>狩猟者の登録を受けるときにかかる税です。</p> <p>鳥獣の保護や狩猟に関する行政の費用に充てられます。</p>

税理士相談窓口のご案内

- 場 所：かながわ県民センター2階 県民の声・相談室（神奈川区鶴屋町2-24-2）
- 相 談 日：月曜日、第3水曜日（祝休日や年末年始に当たる場合は、原則として翌平日）
- 相 談 時 間：午後1時～4時（予約制。30分以内※）
※各相談の間に5分程度の入替時間を設けるため、実質相談時間は25分程度となります。
- 電話番号：045-312-1121（代）



神奈川県 税理士相談窓口

検索



2 国税

森林環境税・森林環境譲与税については 30 ページをご覧ください。

税 目	内 容
所 得 税 及 復興特別所得税	所得税は、個人の所得に対してかかる税です。復興特別所得税は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保のための税で、所得税とあわせて納めます。
法 人 税	法人の所得に対してかかる税です。各事業年度の所得金額に税率を乗じて計算します。
地 方 法 人 税	法人の所得に対してかかる税です。各課税事業年度の課税標準法人税額に税率を乗じて計算します。
印 紙 税	契約書、手形、領収書等に定額又は記載金額に応じてかかる税です。
贈 与 税	個人から財産の贈与を受けた人にかかる税です。
相 続 税	相続や遺贈によって、妻や子供などが、亡くなった人の財産を取得したとき、その取得した人にかかる税です。
消 費 税	商品・製品の販売、サービスの提供、保税地域から引き取られる外国貨物等にかかる税です。
国際観光旅客税	国際観光旅客等の出国 1 回につき 1,000 円の負担を求める税金が課されます。
登 録 免 許 税	家や土地を購入した場合の登記や、著作権、出版権及び特許権の登録などに際し価額や件数等に応じてかかる税です。
酒 税	清酒やビールなどの酒類が、製造場から出荷されるとき、その品目に応じてかかる税です。
た ば こ 税 たばこ特別税	たばこの製造者、又は保税地域からのたばこの引取者が扱う製造たばこにかかる税です。
揮 発 油 税 地方揮発油税	主として自動車に使用するガソリンにかかる税です。
石 油 ガ ス 税	自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガス（プロパンガス等）にかかる税です。
航 空 機 燃 料 税	航空機の燃料にかかる税です。
石 油 石 炭 税	原油、輸入石油製品、ガス状炭化水素並びに石炭にかかる税です。
自 動 車 重 量 税	自動車検査証の交付を受ける自動車及び使用の届出により車両番号の指定を受ける軽自動車にその重量に応じてかかります。
関 税	輸入品に課せられる税です。
と ん 税 特別とん税	外国貿易船が開港に入港した時、船の大きさ（純トン数）に応じてそれぞれとん税及び特別とん税がかかります。
電 源 開 発 促 進 税	一般送配電事業者（東京電力など）の販売する販売電気にかかる税です。

国税に関する相談窓口のご案内

- インターネットでの相談 ⇒ 国税庁ウェブページ (<https://www.nta.go.jp/>)
- 電話での相談 ⇒ 電話相談センター
(管轄の税務署に電話の上、自動音声ガイダンスに沿って「1」番を選択)
- 税務署での面接相談 ⇒ 各税務署 (事前予約)
(管轄の税務署に電話の上、自動音声ガイダンスに沿って「2」番を選択)
各税務署の連絡先は、56 ページをご覧ください。



タックスアンサー

検 索

インターネットを利用した国税の申告・納付手続 (e-Tax)

e-Tax とは、自宅等からインターネットを利用して国税の申告や納付、申請・届出等の手続きができるシステムです。

● e-Tax で利用できる手続き

- ① 所得税、相続税、贈与税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告ができます。
(確定申告のほか、中間申告、予定申告を含みます。)
- ② 法定調書、所得税徴収高計算書の提出や、納税証明書の交付請求のほか、各種申請・届出ができます。
- ③ ダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。

● 所得税の確定申告を e-Tax で行うメリット

- ① 自宅からネットで申告
税務署に行かなくても、国税庁ウェブページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅からネットで提出(送信)できます。
- ② 添付資料の提出省略
生命保険料控除証明書などは、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます(保存義務有)。
- ② 還付がスピーディー
e-Tax で提出された還付申告は3週間程度で還付しています(書面提出の場合は1か月半程度で還付)。
- ④ 24時間いつでも利用可能
所得税の確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です(メンテナンス時間を除きます)。

● e-Tax 利用時に準備するもの

- ① マイナンバーカード
税理士等が税務書類(データ)を作成し、納税者に代わって送信する場合には、必要はありません。
- ② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン(又はICカードリーダー)

【問合せ先】 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

○ウェブページ：<https://www.e-tax.nta.go.jp/>

○ヘルプデスク：0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

※上記の番号でつながらない場合：03-5638-5171 (通常通話料金)

市内の県税・国税等の窓口

	名称	電話番号	所在地	管轄区域	最寄りの交通機関
県 税 事 務 所 等	神奈川	045-321-5741	〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8 (神奈川区総合庁舎本館4階)	鶴見区、神奈川区、港北区	JR 東神奈川駅 東急 反町駅 京急 京急東神奈川駅
	横 浜	045-651-1471	〒231-8555 中区山下町75 (神奈川自治会館6, 7階)	西区、中区、保土ヶ谷区、旭区、 瀬谷区	みなとみらい線 日本大通り駅 みなとみらい線 元町・中華街駅 JR・市営地下鉄 関内駅
	戸 塚	045-881-3911	〒244-0816 戸塚区上倉田町449	南区、港南区、磯子区、金沢区、 戸塚区、栄区、泉区	JR・市営地下鉄 戸塚駅
	緑	045-973-1911	〒225-8513 青葉区市ヶ尾町27-5	緑区、青葉区、都筑区	東急 市が尾駅
	自動車税管理事務所	045-716-2111	〒232-8602 南区弘明寺町31	県内全域(自動車税に限る。)	京急・市営地下鉄 弘明寺駅 京急 井土ヶ谷駅
	自動車税管理事務所 横浜駐在事務所	045-932-3641	〒224-0053 都筑区池辺町3540-3	横浜ナンバー該当区域(自動車税 に限る。)	JR 小机駅 東急 市が尾駅よりバス 梅田橋
税 務 署 等	鶴 見	045-521-7141	〒230-8550 鶴見区鶴見中央4-38-32	鶴見区	JR 鶴見駅 京急 京急鶴見駅
	横浜中	045-651-1321	〒231-8550 中区新港1-6-1 (よこはま新港合同庁舎)	中区、西区	みなとみらい線 馬車道駅 JR・市営地下鉄 桜木町駅 JR・市営地下鉄 関内駅
	保土ヶ谷	045-331-1281	〒240-8550 保土ヶ谷区帷子町2-64	保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区	JR 保土ヶ谷駅 相鉄 天王町駅
	横浜南	045-789-3731	〒236-8550 金沢区並木3-2-9	南区、港南区、磯子区、金沢区	シーサイドライン 幸浦駅 京急 能見台駅
	神奈川	045-544-0141	〒222-8550 港北区大豆戸町528-5	神奈川区、港北区	JR・市営地下鉄 新横浜駅 JR・東急 菊名駅 東急 大倉山駅
	戸 塚	045-863-0011	〒244-8550 戸塚区吉田町2001	戸塚区、栄区、泉区	JR・市営地下鉄 戸塚駅
	緑	045-972-7771	〒225-8550 青葉区市ヶ尾町22-3	緑区、青葉区、都筑区	東急 市が尾駅
	業務センター 横浜南分室	-	〒236-8551 金沢区並木3-2-9	鶴見区、中区、西区、保土ヶ谷 区、旭区、瀬谷区、南区、港南 区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄 区、泉区(郵送により申告書、申 請書等提出する場合に限る。)	
地 方 法 務 局 (登 記 所)	横 浜	045-641-7461	〒231-8411 中区北仲通5-57 (横浜第2合同庁舎)	不動産登記(中区、西区、南区)、 商業・法人登記(横浜市内全域、 川崎市内全域に限る。)	みなとみらい線 馬車道駅 JR・市営地下鉄 桜木町駅 JR・市営地下鉄 関内駅
	神奈川	045-431-5353	〒221-0061 神奈川区七島町117	不動産登記のみ(神奈川区、保土 ヶ谷区、鶴見区)	京急 子安駅
	旭	045-365-1300	〒241-0835 旭区柏町113-2	不動産登記のみ(旭区、瀬谷区)	相鉄 南万騎が原駅
	金 沢	045-782-4993	〒236-0021 金沢区泥亀2-7-1	不動産登記のみ(金沢区、磯子区)	京急 金沢文庫駅、金沢八景駅
	青 葉	045-973-2020	〒225-0014 青葉区荏田西1-9-12	不動産登記のみ(緑区、青葉区)	東急 市が尾駅
	戸 塚	045-871-3912	〒244-0003 戸塚区戸塚町2833	不動産登記のみ(戸塚区、泉区)	JR・市営地下鉄 戸塚駅よりバス 法務局前
	港 北	045-474-1280	〒222-0033 港北区新横浜3-24-6 (横浜港北地方合同庁舎)	不動産登記のみ(港北区、都筑区)	JR・市営地下鉄 新横浜駅
	栄	045-895-3071	〒247-0007 栄区小菅ヶ谷1-6-2	不動産登記のみ(港南区、栄区)	JR 本郷台駅

横浜市税の広報のご案内

横浜市税に関する情報は、本冊子の他、以下の広報媒体をご覧ください！

横浜市ウェブサイト



最新情報は
こちらをチェック！

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/>

横浜市 税金 検索

横浜市主税部 X(旧 Twitter)
「横浜市税の案内人」



是非フォロー
お願いします！

<https://x.com/yokohamacitytax>

横浜市税の案内人 検索

市税納期カレンダー

令和8年度の市税の納期※は次のとおりです。

令和8年4月 固定資産税・都市計画税 第1期分 納期限: 4月30日(木)	5月 軽自動車税定期分 納期限: 6月1日(月)	6月 個人市民税・県民税・ 森林環境税(普通徴収) 第1期分 納期限: 6月30日(火)	7月 固定資産税・都市計画税 第2期分 納期限: 7月31日(金)
8月 個人市民税・県民税・ 森林環境税(普通徴収) 第2期分 納期限: 8月31日(月)	9月 	10月 個人市民税・県民税・ 森林環境税(普通徴収) 第3期分 納期限: 11月2日(月)	11月 
12月 固定資産税・都市計画税 第3期分 納期限: 令和9年1月4日(月)	令和9年1月 個人市民税・県民税・ 森林環境税(普通徴収) 第4期分 納期限: 2月1日(月)	2月 固定資産税・都市計画税 第4期分 納期限: 3月1日(月)	3月 

法人市民税	確定申告	事業年度終了の日から2月以内
	予定申告	事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内
事業所税	法人	事業年度終了の日から2月以内
	個人	令和9年3月15日(月)
入湯税		前月徴収分を毎月末日まで
市たばこ税		前月売渡し分を毎月末日まで
市民税・県民税・森林環境税 特別徴収分		給与から徴収した月の翌月10日まで
退職所得		退職手当等から徴収した月の翌月10日まで

※ 「納期」と「納期限」

「納期」とは市税を納税することのできる期間のことで、通常「〇月中」と表示されているものです。これに対して「納期限」とは納期の末日のことで、納期限が土曜日又は休・祝日にあたる時は、休・祝日の翌日とその納期限となります。また、固定資産税・都市計画税(第3期分)の納期限は、令和9年1月4日(月)となります。

横浜市からのお知らせ



横浜市の財政広報マスコット
エドちゃん

“横浜市はどんな事業を行っているの？”“そもそも予算や財政ってなに？”
そんな思いをお持ちの皆さんに向けて、横浜市の予算や財政状況を
わかりやすくまとめた、「あなたと創る横浜の財政」を公表しています！
是非、右の二次元コードからご覧ください！



発行元：横浜市行財政局財政課



公式マスコットキャラクター トゥンクトゥンク

GREEN × EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月横浜・上瀬谷

©Expo 2027

税の知識 令和8年度版 令和8年5月発行

発行 横浜市総務局主税部税務課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話：045(671)2229 FAX：045(641)2775



本冊子の掲載内容は、令和8年4月1日現在の情報に
基づいて作成しています。最新の情報については、
横浜市ウェブページをご覧ください。

横浜市 税金 検索